

## 武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方

### 感染者の公表について

感染者の公表は保健所を所管する自治体は独自で行えますが、保健所を所管していない一般市である武蔵野市で感染者が確認された場合は、東京都が感染者からのヒアリングや感染者の公表をすることになっています。このため、市のホームページは都の公表を基に作成しています。

保健所は、都道府県、政令指定都市、特別区その他、中核市で設置でき、東京都の場合、都と特別区、八王子市、町田市が、保健所を設置しています。

東京都においては、感染者の発生に際して、大都市の特性として居住地と医療機関所在地や勤務地等が異なる自治体にまたがることが多い点や、個人が特定されるリスクが高まることから公衆衛生上の対策に不可欠な感染経路の確認に支障が生じること、および人権侵害の危険性が高まることから、現時点では居住地の公表は「都内」に統一されており、感染者の居住地について市区町村単位での公表は行われておりません。

ただし、感染者が職員等、市が管理者として対応する必要がある場合は、下記のとおり公表することとします。

### 1 目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

### 2 公表の対象

#### ①市施設等で感染が発生した場合

※市施設等とは、市立施設のほか市の財政援助団体により運営を行う施設をさす。

#### ②市職員等が感染した場合

※市職員等とは、市職員のほか市の財政援助団体の職員をさす。

### 3 公表内容

以下のうち、必要な情報を公表する。

- ①感染者の年代、性別、居住地(都内・都外)など
- ②感染者の症状・経過など
- ③感染者の渡航歴及び行動歴など
- ④公衆衛生上の対策

(裏面に続く)

#### 4 留意事項

- ①感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、関係者の同意を得たうえで公表することとする。
- ②濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討し判断する。

#### 5 公表の方法

- ①記者会見
- ②プレスリリース
- ③ホームページ

#### 6 その他

- ・公衆衛生上の必要がある場合、市は保健所と協議の上、感染者や事業者、関係者の同意が得られなくても感染に関する情報を公表することがある。
- ・本考え方については、今後の感染者発生の変向などを踏まえ、適宜見直しを行う。

以 上